

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ深谷

埼玉県深谷市東方町三丁目三十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ベルク深谷店

（変更後）フォルテ深谷

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計三者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

株式会社ユニク口 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山七百十七番地一

ハ 変更年月日

平成二十五年二月十三日

二 届出年月日

平成二十五年二月十八日

二 縦覧期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課